

福岡県社会福祉審議会資料

【報告事項】

- ① 平成30年度各専門分科会の開催実績について . . . P1
(民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、
児童福祉専門分科会、地域福祉計画専門分科会)
- ② 「福岡県地域福祉支援計画」の策定について . . . P6
- ③ 「福岡県再犯防止推進計画」の策定について . . . P8
- ④ 「民生委員確保のための検討会」検討結果のとりまとめについて
. . . P10
- ⑤ 子育て環境の整備について . . . P13
- ⑥ 宗像児童相談所の新庁舎の竣工について . . . P14
- ⑦ 久留米児童相談所一時保護所建設に係る基本設計について . . . P17
- ⑧ 県南部・北部に発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）を2か所
指定しました . . . P21
- ⑨ 障がいのある人への合理的配慮ガイドブック（分野別編）及び
ふくおかバリアフリーマップについて . . . P22
- ⑩ 「福岡県ホームレス自立支援実施計画（第4次）」の策定について
. . . P23

期日 令和元年7月30日（水）

場所 福岡県吉塚合同庁舎604B会議室

福岡県

平成30年度民生委員審査専門分科会開催実績

1 分科会開催概要

開催日時：平成30年11月26日（月） 11時00分から12時00分

開催場所：福岡県庁10階 特1会議室

出席委員数：8名中7名出席

2 議事

(1) 報告事項

- ・平成30年1月1日から11月1日までの間に行った分科会会長専決による民生委員の推薦及び解嘱具申について（推薦118名、解嘱119名）
- ・平成30年1月1日から11月1日までの間に行った分科会会長専決による主任児童委員の推薦及び解嘱具申について（推薦15名、解嘱18名）
- ・平成30年11月1日以降に解嘱の申し出があった民生委員の解嘱具申について（解嘱12名）

(2) 審議事項

- ・平成30年12月1日に推薦を行う民生委員候補者の審査について（11名）

3 審議結果

報告事項、審議事項について事務局（福岡県福祉労働部福祉総務課）から説明を行い、全ての内容について承認された。

平成30年度障がい者福祉専門分科会開催実績

1 分科会開催概要

開催日時 平成30年12月26日(水) 14:00～15:10
開催場所 県庁行政棟10階 特1会議室

2 審議事項

平成31年度(平成30年度補正含む)障がい者(児)福祉施設等の整備について

《 障がい者施設の整備 》

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ①日中活動系サービスに係る整備 | 2件 |
| ②共同生活援助(グループホーム)に係る整備 | 7件 |
| ③防災・安全に係る施設整備 | |
| ・大規模修繕(老朽化した施設の改築) | 1件 |
| ・大規模修繕(施設の一部改修) | 3件 |
| ・大規模修繕(スプリンクラー整備) | 1件 |
| ・大規模修繕(倒壊の危険性のあるブロック塀の改修整備) | 4件 |
| ・大規模修繕(非常用自家発電設備の整備) | 32件 |

《 障がい児施設の整備 》

- | | |
|-----------------------------|----|
| ①防災・安全に係る施設整備 | |
| ・大規模修繕(倒壊の危険性のあるブロック塀の改修整備) | 6件 |
| ・大規模修繕(非常用自家発電設備の整備) | 3件 |

3 審議結果

事務局案のとおり決定

平成30年度老人福祉専門分科会審議結果について

1 第1回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催日時：平成30年8月20日（月）10:00～11:40

開催場所：県庁10階 特1会議室

出席委員数：8人中7人出席

(2) 審議事項

- ・平成30年度高齢者福祉施設等整備の採択審査について
- ・医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画の変更等について

(3) 審議結果

事務局から説明を行い、承認された。

2 第2回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催日時：平成31年3月4日（月）11:00～11:40

開催場所：県庁10階 特1会議室

出席委員数：8人中7人出席

(2) 審議事項

- ・平成31年度高齢者福祉施設等整備の採択審査について

(3) 審議結果

事務局から説明を行い、承認された。

平成30年度児童福祉専門分科会開催実績

1 開催概要

原則として、毎月第1木曜日に福岡県庁の特1会議室で開催
専門分科会の委員定数は12名

2 議事内容

	日付	場所	人数	審議事項	報告事項
第1回	4月12日(木)	福岡県庁 特1会議室	12名	・福岡県青少年健全育成条例の一部改正について ・『福岡県推進計画』の見直しについて	・福岡県青少年健全育成条例及び青少年健全育成条例施行規則の一部改正について(携帯電話のフィルタリング関連) ・入所児童の処遇等について
第2回	7月13日(金)	福岡県庁 特9会議室	10名	・保育所の設置認可について ・里親の認定について	・入所児童の処遇等について
第3回	8月2日(木)	福岡県庁 特1会議室	10名	・児童福祉施設等整備の個別審査について ・里親の認定について	
第4回	9月6日(木)	福岡県庁 特1会議室	11名	・児童福祉施設等整備の個別審査について ・里親の認定について	・入所児童の死亡事故について ・入所児童の処遇等について
第5回	11月8日(木)	福岡県庁 特1会議室	12名	・里親の認定について	・入所児童の処遇等について
第6回	1月10日(木)	福岡県庁 特1会議室	10名	・児童福祉施設等整備の個別審査について ・里親の認定について	・入所児童の処遇等について ・児童虐待防止対策体制総合強化プランについて ・福岡県宗像児童相談所の新庁舎の竣工について
第7回	3月7日(木)	福岡県庁 特1会議室	9名	・保育所の設置認可について ・児童福祉施設等の設備の個別審査について ・里親の認定について	・里親登録の更新について ・入所児童の死亡事故について ・福岡県の児童相談の状況について ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について

3 審議結果

事務局及び担当課から説明を行い、全ての内容について承認された。

平成30年度地域福祉支援計画専門分科会開催実績

1 第1回地域福祉支援計画専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催日時：平成30年7月4日（水）

開催場所：吉塚合同庁舎特6会議室

出席委員数：8名中7名出席

(2) 審議事項

- ・地域福祉支援計画（骨子案）について

(3) 審議結果

事務局（福岡県福祉労働部福祉総務課）から説明を行い、承認された。

2 第2回地域福祉支援計画専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催日時：平成30年11月16日（金）

開催場所：行政9号会議室

出席委員数：8名中6名出席

(2) 審議事項

- ・地域福祉支援計画（案）について

(3) 審議結果

事務局（福岡県福祉労働部福祉総務課）から説明を行い、審議結果を踏まえて地域福祉支援計画（案）を修正することとなった。

2 第3回地域福祉支援計画専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催日時：平成31年1月18日（金）

開催場所：行政特A会議室

出席委員数：8名中7名出席

(2) 審議事項

- ・福岡県地域福祉支援計画（答申）について

(3) 審議結果

事務局（福岡県福祉労働部福祉総務課）から説明を行い、審議を経て答申が決定された。

「福岡県地域福祉支援計画」の策定について

社会福祉法の一部改正に伴い、同法第108条の規定に基づく新たな「福岡県地域福祉支援計画」を策定しましたので、報告します。

1 計画の位置づけ

(1) 根拠

社会福祉法第108条

(2) 目的

市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村における地域福祉の支援に関する事項を定める計画。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成31年度～平成33年度（3年間）

(2) 計画の基本理念及び施策

(基本理念)

「誰もが安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられる地域共生社会の実現」

(施策)

1. お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくり
2. 地域福祉を支える人づくり
3. 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

(3) 現計画との主な変更点

- ・住民が主体となった地域課題解決への支援を充実
- ・分野横断的な課題への対応を新設
- ・人権意識の普及・啓発に係る具体的な施策を追加
- ・災害時の福祉支援を新設

[参考]

＜都道府県地域福祉支援計画に記載すべき5つの事項＞（社会福祉法第108条第1項）

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

福岡県地域福祉支援計画 施策一覧

1. お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくり

- i) 地域福祉活動の更なる活性化への支援
 - ① 地域住民参画への支援
 - ② NPO・ボランティアが活動しやすい環境づくり
 - ③ ボランティア活動への支援
- ii) 住民が主体となった地域課題解決への支援
 - ① 地域の社会資源を活用した拠点づくり
 - ② 老人クラブ活動への支援
 - ③ 見守り活動の推進 ㊦
 - ④ 日常生活上の支援体制充実への支援 ㊦
 - ⑤ 地域で支える子育て支援 ㊦
 - ⑥ 共同募金運動の推進 ㊦
 - ⑦ 県社会福祉協議会事業への支援
 - ⑧ 市町村社会福祉協議会事業への支援
- iii) 福祉のまちづくりの推進
 - ① 福祉のまちづくりの普及・啓発
 - ② 誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進
 - ③ バリアフリーマップによる情報提供
 - ④ ふくおか・まごころ駐車場制度の周知・啓発、登録の拡大
 - ⑤ 障がいを理由とする差別の解消 ㊦
- iv) 分野横断的な課題への対応
 - ① 生活困窮者への自立支援 ㊦
 - ② 虐待などへの共通的な対応 ㊦
 - ③ 住宅確保要配慮者への支援 ㊦
 - ④ 就労に困難を抱える人への支援 ㊦
 - ⑤ 共生型サービスの展開 ㊦
 - ⑥ 自殺対策の総合的な取組み ㊦
 - ⑦ 再犯防止に向けた取組みの推進 ㊦
- v) 人権意識の普及・啓発
 - ① 県民全体への人権意識の普及・啓発 ㊦
 - ② 福祉を担う人材への人権研修 ㊦
- vi) 市町村地域福祉計画の改定支援
 - ① 市町村研修の実施
- vii) 災害時の市町村に対する福祉支援
 - ① 避難行動要支援者対策の推進 ㊦
 - ② 福祉避難所の開設・運営支援 ㊦

2. 地域福祉を支える人づくり

- i) 地域で活躍する人材の確保
 - ① 福祉教育やボランティアリーダーなどの養成
 - ② 民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発
 - ③ 地域の子育て支援人材の養成 ㊦
- ii) 福祉に関わる人材の養成と資質の向上
 - ① 福祉に関わる人材の養成と資質の向上
 - ② 社会福祉施設等職員の研修事業の実施
- iii) 福祉の職場への就業促進
 - ① 福祉人材の就職支援
 - ② 福祉人材への修学資金貸与
 - ③ 福祉の仕事の理解促進 ㊦
- iv) 福祉の職場への定着促進
 - ① キャリアパス制度の普及・啓発 ㊦

3. 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

- i) 保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備
 - ① 関係機関の相談、情報提供体制の充実
- ii) サービス利用における権利擁護の推進
 - ① 日常生活自立支援事業の推進
 - ② 成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成
 - ③ 福祉サービス第三者評価事業の実施
- iii) 苦情解決体制の整備
 - ① 事業者に対する助言・指導
 - ② 運営適正化委員会による苦情解決制度の推進
 - ③ 国民健康保険団体連合会による苦情処理業務への支援

「福岡県再犯防止推進計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

国の再犯防止推進計画を踏まえ、国の関係機関、市町村及び民間協力者と連携・協力しながら、再犯の防止等に関する取組みを総合的かつ計画的に進めていくため策定。

2 計画策定の目的

犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、再犯を防止し、円滑に社会に復帰できるようにするとともに、取組みを通じて、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指す。

3 計画の位置付け

- (1) 「再犯の防止等の推進に関する法律」に定める地方再犯防止推進計画
- (2) 「福岡県総合計画」を推進するための部門別計画
- (3) 計画の対象者は、犯罪をした人（起訴猶予者、執行猶予者も含む）、非行少年等

4 計画の期間

平成31年（令和元年）度～平成33年（令和3年）度

5 主な内容（「第3章 取組みの展開」）

第1 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組み

「福岡県再犯防止推進会議（仮称）」の設置など、国、市町村、犯罪や非行をした人を支援する関係団体との連携強化の取組みを明記（P 8）

<参考指標>

- 「福岡県再犯防止推進会議（仮称）」の設置及び開催実績

第2 就労・住居の確保のための取組み

就労につながる知識・技能等の習得、就職に向けた相談・支援、地域社会における定住先の確保等、就労・住居の確保に係る取組みを明記（P 9～）

<参考指標>

- 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主及び雇用されている者の数
- 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組み

保健医療・福祉サービスを必要としている高齢者や障がいのある人等に対し、必要な支援につなげるための取組みを明記（P 13～）

<参考指標>

- 福祉サービス等の利用に向けた調整を行った入所受刑者の数
- 薬物事犯保護観察対象者のうち、治療・支援を受けた者の数及びその割合

第4 特性に応じた効果的な支援のための取組み

暴力団員、飲酒運転違反者、性犯罪加害者等に対する社会復帰支援や医療機関等における治療・支援などの取組みを明記（P 17～）

<参考指標>

- （公財）福岡県暴力追放運動推進センターに登録されている協賛企業数
- 飲酒運転による交通事故発生件数
- 性犯罪認知件数

第5 学校等と連携した修学支援の実施と非行防止等のための取組み

学校と連携した修学支援の実施や非行防止等のための取組み、地域における非行からの立ち直り支援の実施を明記（P 22～）

<参考指標>

- 少年院出院時において復学・進学決定した者の数

第6 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組み

再犯防止に関する取組みを支える民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進に係る取組みを明記（P 25～）

<参考指標>

- 保護司数及び保護司充足率
- “社会を明るくする運動” 行事参加人数

「民生委員確保のための検討会」検討結果の取りまとめについて

1 検討会の目的

市町村における民生委員の欠員発生要因や、地域で何が起きているのかを把握し、民生委員のなり手確保に向けた対策を検討する。

2 検討会の構成

種別	所属	人数	備考
委員	市町村	4名	欠員の少ない1市1町、欠員の多い1市1町
	民生委員	4名	福岡、筑後、筑豊、京築地区の市町村民生委員 児童委員協議会会長各1
事務局	県	3名	福祉総務課地域福祉係

3 検討経過

年月	内容
平成30年2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者及び市町村民児協会長を対象に、民生委員の欠員状況や民生委員確保のために必要と思われることなどを調査 課題・論点の設定 検討会に参加する市町村、市町村民児協の選定
平成30年5月	【第1回検討会開催（5月28日）】 <ul style="list-style-type: none"> 年齢要件、業務範囲、推薦等について意見交換
平成30年7月	【第2回検討会開催（7月10日）】 <ul style="list-style-type: none"> 業務範囲、制度の周知等について意見交換
平成30年8月	【第3回検討会開催（8月10日）】 <ul style="list-style-type: none"> 支援に関すること、広報の方法、研修の内容、市町村での検討会等について意見交換
平成30年9月	【第4回検討会開催（9月25日）】 <ul style="list-style-type: none"> 候補者PR用リーフレット案、Q&A集案について意見交換
平成30年11月	<ul style="list-style-type: none"> 候補者PR用リーフレット案、Q&A集案に対する意見についての集約及び編集作業 検討結果のとりまとめ

4 検討結果と対策

民生委員確保のための検討会で検討を行った8つの項目と、それぞれの項目に対して県で取り組む対策は下表のとおり。

[民生委員の確保のため、平成30年12月以降に県で実施する取組み]

検討項目	県で取り組む対策
1. 年齢に関する こと	①県の選任基準における原則75歳未満の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の者でも推薦しやすくなるよう、県の選任基準の見直しを行う ・また、75歳以上の者でも選任できることを、地域の推薦母体である自治会長や行政区長に丁寧に説明するよう市町村に働きかける ・75歳以上でも再任者であれば、市町村長等からの意見書の提出を不要とする
2. 候補者の推薦に 関すること	②県から市町村への推薦文書発出の早期化 <ul style="list-style-type: none"> ・2019年一斉改選に向け、自治会等における民生委員候補人材の早期確保のため、2018年12月に市町村に推薦準備依頼文書を発出する ・あわせて、福岡県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という。）を通じて、市町村民生委員児童委員協議会（以下「市町村民児協」という。）にも同様の文書を発出し、市町村担当課の早期の動き出しを促す
3. 制度の周知に 関すること	③候補者PR用リーフレットの作成、小中学校PTAなどへの働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・検討会での検討結果を反映した、民生委員候補者向けPRリーフレットを作成する ・福祉教育の充実について教育委員会へ働きかけを行う ・PTAに対する制度周知や、民生委員が学校を訪問して小中学校児童生徒に制度の説明ができるよう、学校に民生委員広報啓発員の派遣を行う
4. 研修に 関すること	④福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）委託研修の内容見直し <ul style="list-style-type: none"> ・基礎知識を浅く広く伝えるものから、日々の活動に役立つ実践的な内容に見直しを行う

[民生委員の確保のため、平成30年12月以降に県で実施する取組み]

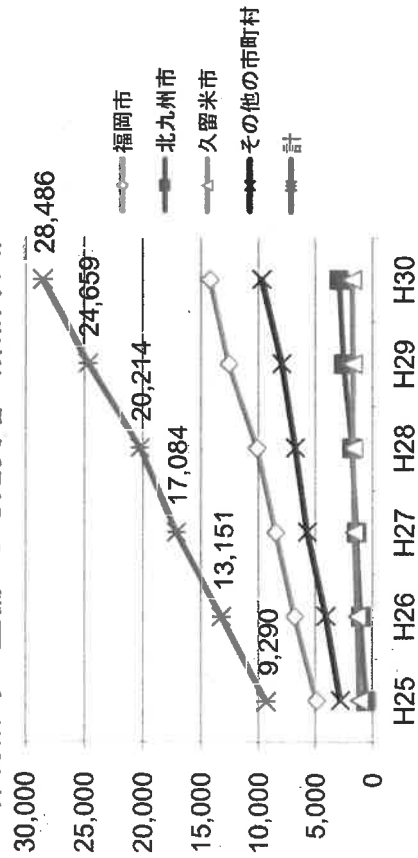
検討項目	県で取り組む対策
5. 業務範囲に関する こと	⑤自治会等に対し、民生委員活動の妨げとなるような充て職は控えるよう市町村を通じて要望する ・民生委員の本来業務の妨げとならないよう、自治会等に対し、自治会等の地域福祉活動において業務負担が過重な役職に民生委員を充てないよう要望する
6. 活動の支援に関する こと	⑥福祉委員活動の取組み紹介 ・民生委員と一体となって活動する福祉委員を配置し、地域福祉の推進を図っている好事例をとりまとめ、発信していく
7. 活動に関する Q&A 集の作成	⑦検討会の検討結果を反映した、活動に関する Q&A 集の作成 ・Q&A 集は、ベテラン委員のノウハウも記載し、好事例集も兼ねたものとする ・各々の市町村の実情に合わせた内容にできるよう、編集可能なファイルで市町村に配付する
8. 各地域の実情を 反映した取組み に関する こと	⑧市町村レベルでの民生委員確保のための検討会開催要請 ・市町村レベルで課題となっていることや、その対策について検討を行うよう依頼する

子育て環境の整備

福岡県子育て応援基金や、国の保育所等整備交付金を活用し、市町村が実施する保育所の創設や増築などを支援することにより、早期の待機児童の解消を目指しています。

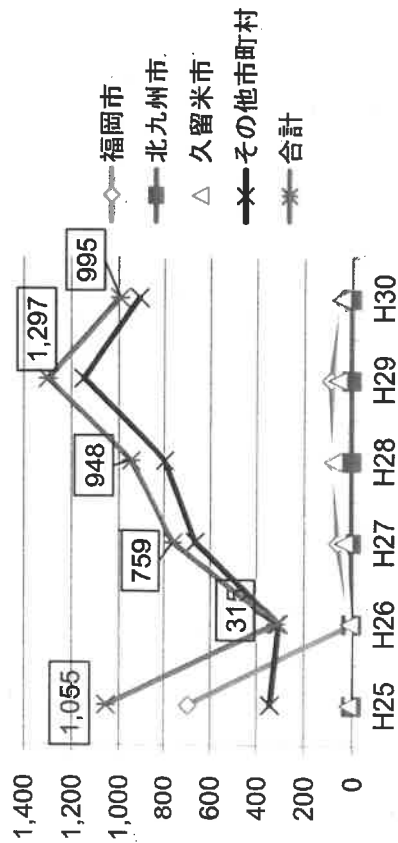
【保育所等の整備と待機児童】

■ 保育所等の整備による定員増 (累計、人)



・平成21年度から整備開始。平成30年度までの累計で28,486人定員増。

■ 待機児童数の推移 (人)(各年4月1日現在)

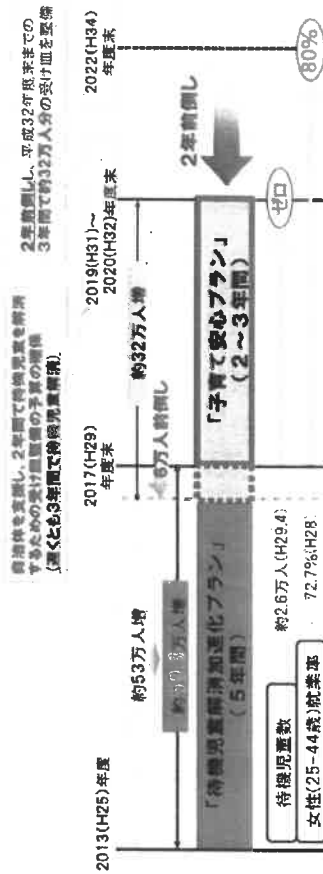


令和元年度 保育所等の施設整備

- ・保育所(3,464名)、認定こども園(70名)、小規模保育(559名)計4,093名の定員増を計画

待機児童解消への取り組み

- ・政府は、平成25年から平成29年度までの待機児童解消加速化プランに引き続き、平成32年度までに待機児童をゼロとする新たな目標を柱に据えた新プラン「子育て安心プラン」を平成29年6月に発表。



保育所等の設置状況(平成31年4月1日)

- ・保育所 967か所(うち北九州市163,福岡市263,久留米市67)
- ・認定こども園 132か所(うち北九州市22,福岡市7,久留米市17)
- ・小規模保育施設223か所(うち北九州市45,福岡市143,久留米市0)

保育人材の確保対策・保育士の処遇改善

- 【保育人材の確保】
- ・求職・求人情報等のマッチングサイト「ほいく福岡」の運営
- 【保育士の処遇改善等】
- ・処遇改善の要件とされる保育士等キャリアアップ研修の実施
- ・保育士等キャリアアップ研修参加者の代替職員任用経費の補助

福岡県宗像児童相談所の新庁舎の竣工について

宗像・遠賀地区の児童福祉の中核的専門機関である宗像児童相談所は、児童の一時保護への対応や専門的援助に必要な設備を充実させるため、平成29年度から新庁舎建築工事に着手していましたが、この度竣工し、平成31年1月から新庁舎での業務を開始しましたので報告します。

1 宗像児童相談所新庁舎の概要

所在地：福岡県宗像市東郷一丁目2番3号（宗像総合庁舎東側）

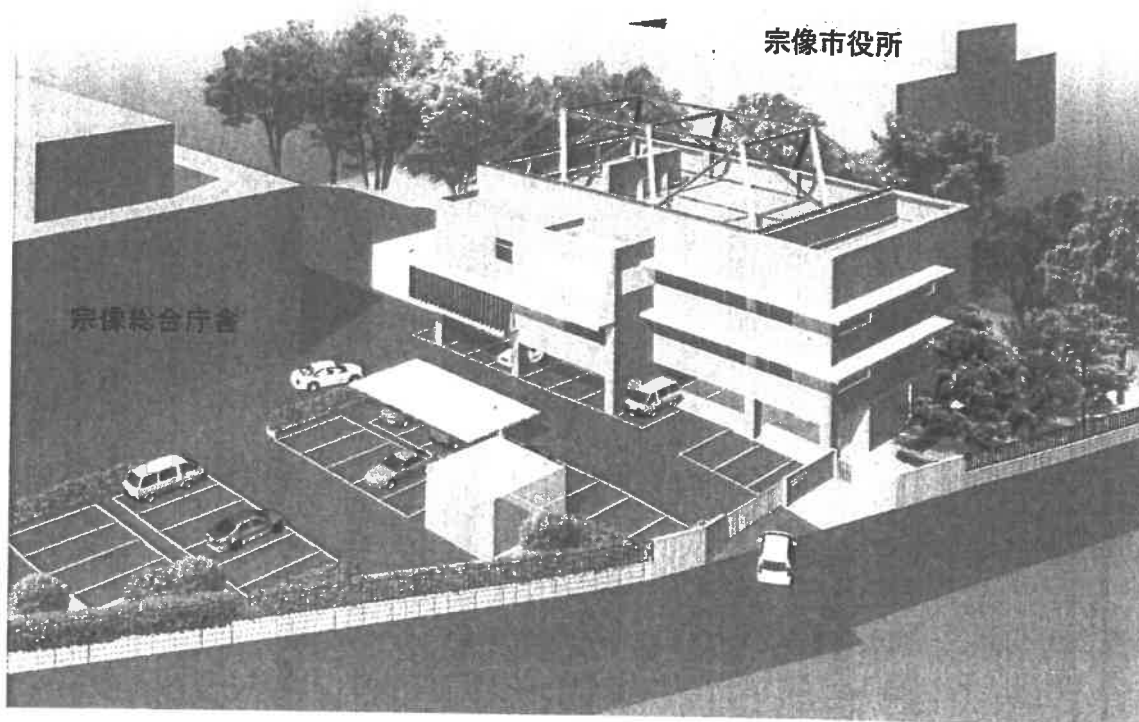
建築面積：633.35㎡ 施設床面積：1,117.74㎡

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建て

新庁舎建設工事に係る総事業費：約5億7千万円

（基本設計・実施設計：約4千万円 建設工事：約5億3千万円）

【 宗像児童相談所のイメージ 】

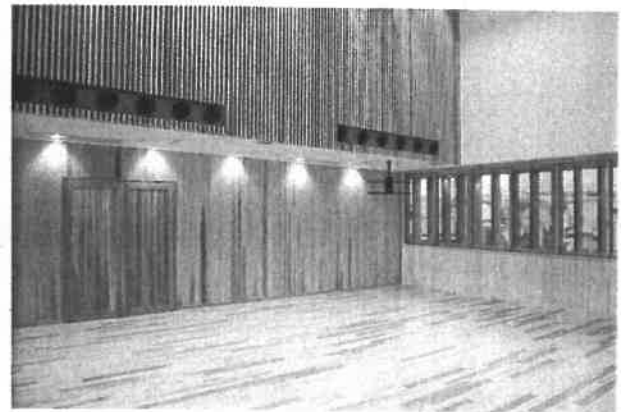


2 施設配置の概要

階 数	延床面積	主な諸室
屋上		運動場（幼児用、児童用）
3階 （一時保護部門）	501.85 m ²	児童居室（3人部屋2室、2人部屋4室） 個室2室、静養室 食堂、娯楽室、学習室、浴室（男女別） 調理室、事務室、指導員室
2階 （相談部門）	576.41 m ²	面接相談室（3室）、身体障がい児面接室 判定室（3室）、家族相談室、研修室 プレイセラピールーム、箱庭療法室 所長室、事務室、ファイル室
1階	558.88 m ²	駐車場（23台）、宿直室
合 計	1,637.14 m ²	



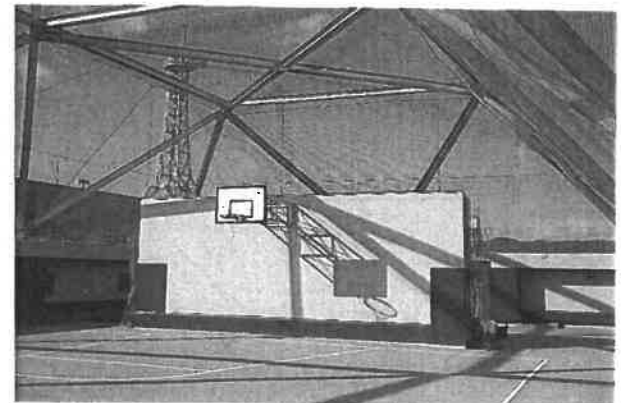
（庁舎外観）



（2F 研修室）



（3F 食堂、娯楽室）



（屋上 運動場）

3 宗像児童相談所相談受付件数の状況

年度	養護相談		保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	計
	虐待	その他						
25年度	129	207	0	484	56	74	0	950
26年度	106	308	0	696	64	98	4	1,276
27年度	154	335	0	687	63	82	6	1,327
28年度	357	250	1	692	63	78	13	1,454
29年度	458	239	0	617	66	63	94	1,537

4 宗像児童相談所一時保護の状況

年度	実人員	延べ日数	一日平均 人員	一人平均 日数	うち被虐待児の一時保護			
					実人員	延べ日数	一日平均 人員	一人平均 日数
25年度	122	2,645	7.2	21.7	48	1,063	2.9	22.1
26年度	145	3,097	8.5	21.4	32	771	2.1	24.1
27年度	123	2,419	6.6	19.7	28	644	1.8	23.0
28年度	130	2,201	6.0	16.9	44	798	2.2	18.1
29年度	150	2,811	7.7	18.7	59	1,074	2.9	18.2

※ 主に福岡児童相談所及び田川児童相談所において一時保護を実施

久留米児童相談所一時保護所建設に係る基本設計について

1 施設の概要

施設種別：児童福祉法第12条に基づく児童相談所
 住所：久留米市津福本町281（現久留米児童相談所グラウンド内）
 建築面積：580.76㎡（今回計画建物）
 延床面積：508.18㎡（ " ）
 構造・規模：木造平屋建て
 一時保護所定員：16名

2 経緯

昭和23年9月 久留米図書館内に開設（久留米市両替町）
 平成2年3月 久留米市津福本町（現在地）に新築移転。

3 基本的な考え方（設計方針）

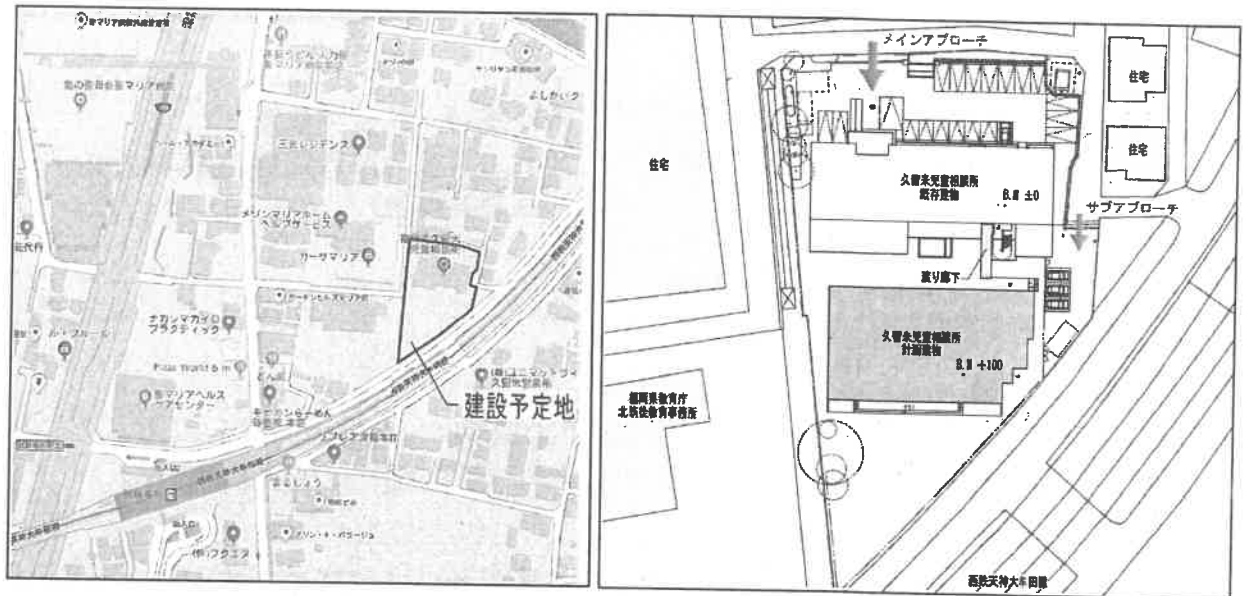
- (1) 相談者や児童等が親しみを持ち、落ち着いて相談や生活ができる雰囲気があること。
- (2) 相談者や児童の心理的な影響を勘案し、各室、できるだけ自然光の取り入れが可能な配置とすること。
- (3) 相談者や児童のプライバシーが守られること。
- (4) 災害時の避難経路の確保など、一時保護児童等の安全、安心が十分確保されること。
- (5) 「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児や乳幼児を抱える保護者等の利用を考慮したバリアフリー対応とすること。
- (6) 近年の一時保護児童の状況の変化を勘案し、集団生活が困難な児童への配慮や子どもの状況に応じた適時適切な個別処遇が可能となるよう、少人数の居室を複数整備するとともに個室（観察室）も複数設けること。

4 整備の概要

敷地面積2,784.65㎡		
階数	延床面積	主な諸室
(一時保護所棟) 1階	508.18㎡	児童居室(2人部屋8室)、個室2室、静養室、食堂・多目的室・娯楽室、学習室、浴室(男女別)、調理室、事務室、指導員室
(児童相談所棟) 1階	511.75㎡	面接相談室(2室→5室)、身体障がい児面接室、久留米少年サポートセンター 幼児遊戯室、事務室、ファイル室
2階	399.75㎡	面接相談室(3室)、判定室(3室)、家族合同相談室、研修室、プレイセラピールーム、箱庭心理療法室、所長室
合計	1,419.68㎡	

(※ 下線は、新たに整備する部屋等)

5 周辺概況図及び配置計画



6 事業費

約3億5千万円

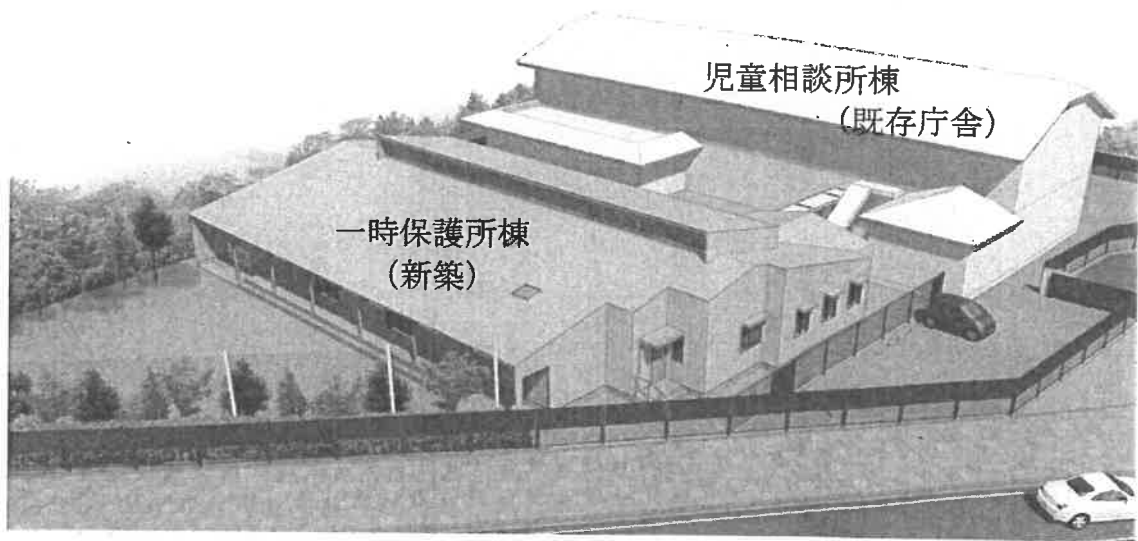
(主な内訳)

建設工事	…	約3億6百万円
基本・実施設計	…	約2千5百万円
工事監理、事務費等	…	約1千9百万円

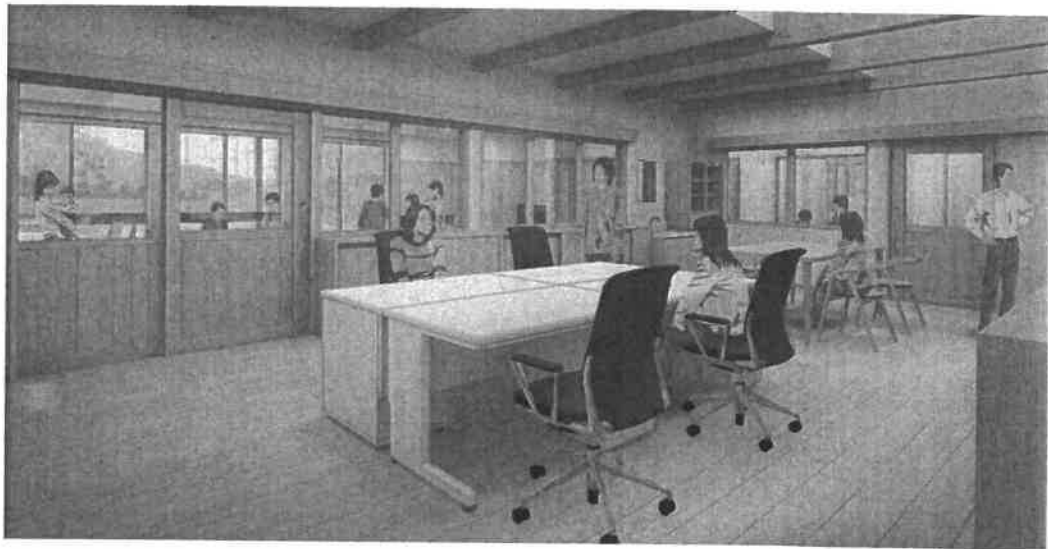
7 事業スケジュール

平成29年度	地質調査、基本設計
平成30年度	実施設計、建設工事(～31年度)
平成31年度	建設工事、竣工(平成31年11月予定) 一時保護所移転 既存棟改修工事(平成32年2月完了予定)

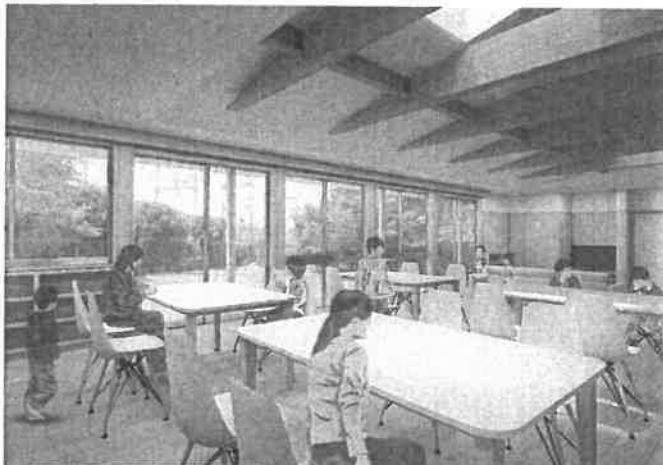
建物完成予想図



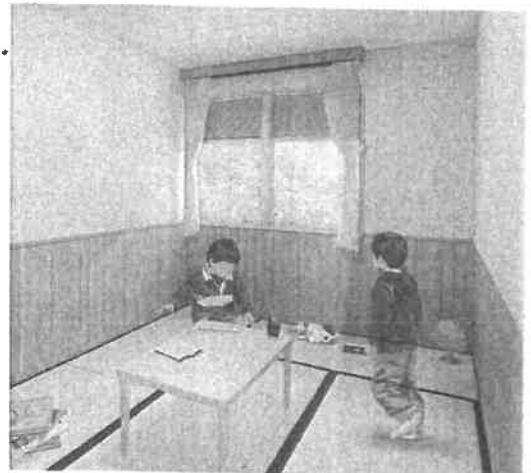
【一時保護所棟 事務室】



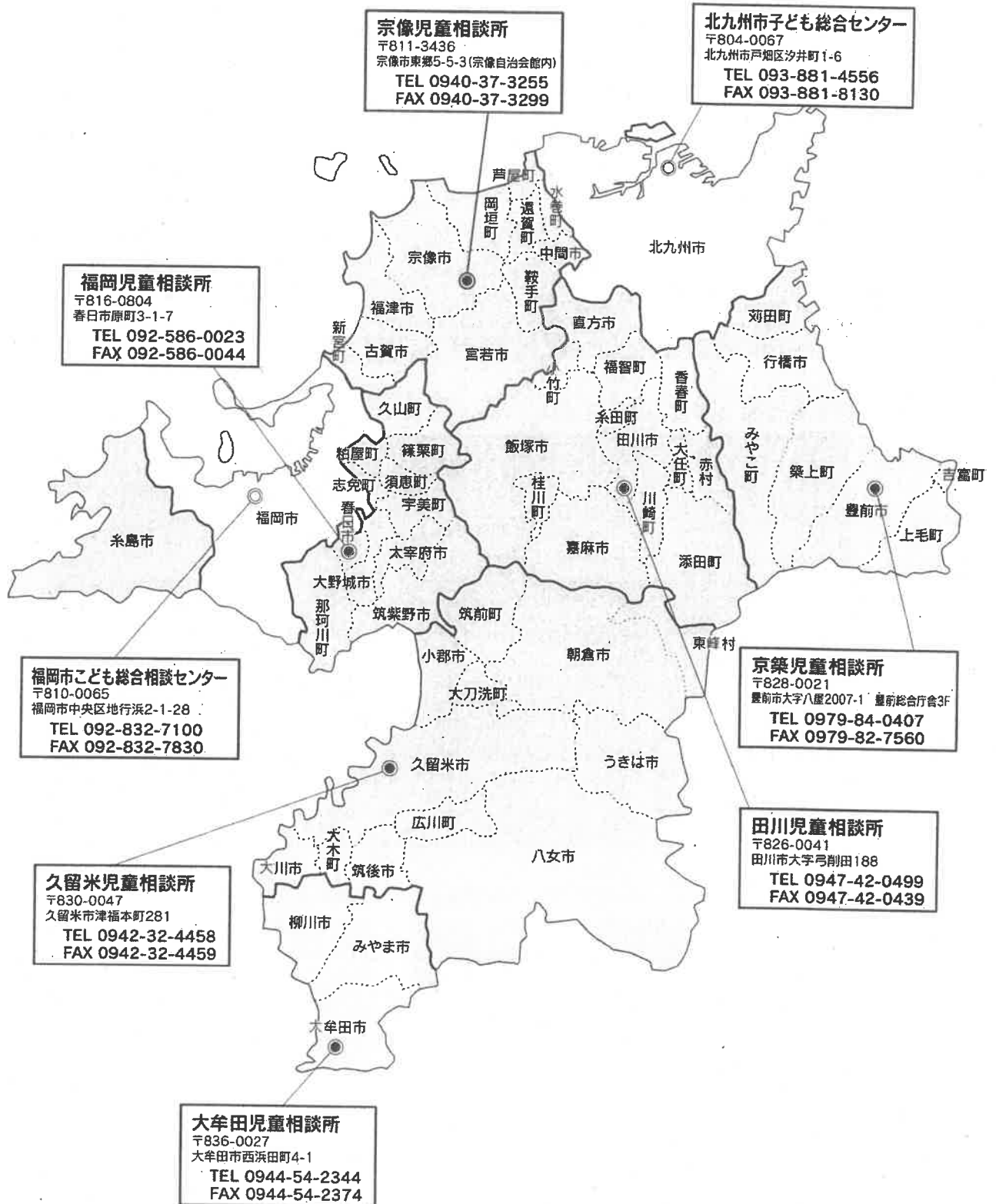
【一時保護所棟 食堂・多目的室・娛樂室】



【一時保護所棟 児童居室】



(参考) 児童相談所管轄区域図 (平成31年4月1日現在)



県南部・北部に発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）を 2か所指定しました

～発達障がい児（者）への療育支援体制を強化～

- 県では、増加する発達障がいへの対応を強化するため、聖ルチア病院（久留米市）及び香椎療養所（福岡市東区）の2つの事業所を発達障がいに関する相談・指導を訪問及び外来により行う「福岡県発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）」として指定しました。
- この2か所の開設によって、これまで13か所で行っている障がい児等療育支援事業に加え、新たに医療機関の専門的見地から療育支援を行う体制が整いました。
- 県としては、発達障がい児等療育支援事業所、発達障がい者支援拠点病院（九州大学病院）、4か所の発達障がい者支援センター、13の障がい児等療育支援事業所と連携を図ることで、県の発達障がい児（者）への支援を強化します。

※療育支援事業とは、障がい児（者）等のライフステージに応じた療育指導、相談等を行い、障がい児（者）及びその保護者の地域における生活を支援するもの。

※この事業の実施主体は福岡県で、医療法人等に委託し、運営するため、相談費用はかかりません。

【1】事業所名及び設置場所

事業所名：聖ルチア病院 平成30年12月10日事業開始

所 在：久留米市津福本町1012

問合せ先：地域連携室

電話番号：0942-33-1581（代表）

対応時間：月曜日から金曜日の9時から17時まで

事業所名：香椎療養所 平成31年4月15日事業開始

所 在：福岡市東区香椎一丁目9-15

問合せ先：連携室

電話番号：092-661-1083（代表）

対応時間：月曜日から金曜日の9時から17時まで

【2】事業概要

○訪問療育等指導事業

発達障がい児（者）の家庭に定期的又は随時訪問、巡回し、地域の発達障がい児（者）とその保護者に対して各種の相談・指導を行う。

○外来療育等指導事業

外来の方法により、発達障がい児（者）及び保護者に対し相談・指導を行う。

○施設支援一般指導事業

障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、発達障がい児（者）の療育に関する医学的知見による支援や指導を行う。

【3】支援対象者

発達障がい児（者）（その疑いがあるものを含む）とその保護者

※診断がなくても、発達について気になることがあれば、気軽に相談することができます。

障がいのある人への合理的配慮ガイドブック（分野別編）及び ふくおかバリアフリーマップについて

- 県では、平成29年に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供について事業者等に対して情報提供及び啓発を行うこととしています。
昨年度、条例第9条に基づき「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック（施設利用、情報提供、意思表示の受領編）」を作成したところですが、この度、福祉サービスや医療、教育など7つの分野別のガイドブックを作成しました。
- また、障がいのある方等が、食事やレジャー、通院等、安心して外出できる施設の情報をウェブ上で紹介する「ふくおかバリアフリーマップ」を作成しました。

1 障がいのある人への合理的配慮ガイドブック（分野別編）

(1) 分野

- ①福祉サービスの分野、②医療の分野、③教育の分野、
- ④スポーツ・レクリエーション・文化活動の分野、⑤公共交通の利用の分野、
- ⑥不動産取引の分野、⑦商品・サービス・役務の提供の分野

(2) 掲載内容

- (共通) 障がいのある人への対応の基本
- (分野別) ～医療の分野の例～
受付、待合、診察 など

(3) 活用方法

- ・団体や企業における研修
- ・障がいのある人の受入のためのソフト面、ハード面の環境整備の検討

2 ふくおかバリアフリーマップ

(1) 主な掲載情報

- ア 基本情報 施設名、所在地、連絡先
- イ バリアフリー情報 まごころ駐車場、オストメイト対応トイレ など
- ウ 観光情報 観光情報サイト「クロスロードふくおか」とリンク

(2) 検索機能

- 施設の種類、地域、設備

(3) 外国語表記

- 英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語

(4) URL

- <https://barrierfree.pref.fukuoka.jp/>

(5) その他

- 市町村等による施設情報の入力、更新が可能。今後充実させていく。

「福岡県ホームレス自立支援実施計画（第4次）」の策定について

1 計画策定の経緯

- 平成14年8月、10年間の時限立法である「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、「特措法」という）」が成立。平成15年7月、国が「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下、「基本方針」という）」を策定。
- これを受け、県では、平成16年3月、「福岡県ホームレス自立支援実施計画（以下「県実施計画」という）」（第1次）を策定。
- その後、「特措法」の延長や「基本方針」の見直しを踏まえ、5年ごとに「県実施計画」を策定（第2次：平成21年3月、第3次：平成26年3月）。
- 平成29年6月に特措法が10年延長され、平成30年7月に「基本方針」が見直されたことに伴い、平成31年3月、第4次の「県実施計画」を策定したもの。

2 福岡県のホームレスの現状

- ホームレス概数調査（毎年1月実施、各市町村での目視調査）の結果
県内のホームレス数は減少し、両政令指定都市、中核市以外では、極めて少数のホームレスが確認されている状況。しかし、都道府県別に見ると、本県のホームレス数は全国で上位を占める。

① 県内のホームレス数

調査年 (各1月)	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H21
人数	252人	270人	300人	294人	369人	354人	1,237人

② ホームレスを確認した市町村

市町村名	H30	H29	H28	H27	H26	H25
福岡市	171人	181人	214人	183人	245人	217人
北九州市	62人	63人	67人	84人	92人	103人
久留米市	15人	20人	15人	16人	17人	17人
その他	4人 (4市町)	6人 (5市町)	4人 (4市町)	11人 (5市町)	15人 (9市町)	17人 (10市町)

③ ホームレスの多い都道府県（H30）

都道府県	東京都	大阪府	神奈川県	福岡県	愛知県
ホームレス数	1,242人	1,110人	934人	252人	245人

3 第4次計画の概要

(1) 計画期間

令和元年度から令和5年度（5年間） ※国の「基本方針」の規定による。

(2) 計画の内容

① 前(第3次)計画からの主な変更点

- 国の「基本方針」の見直しを踏まえた変更
 - ・ 「ホームレス」及び「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」を対象とする、生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行。以下「困窮者支援法」)の事業を県計画に位置付け。
- 県内のホームレスの状況を踏まえた変更
 - ・ 本県は、全国的に見てホームレスが多い自治体である一方、地域によってその状況に違いがあることから、県としての広域的な事業の検討を行うことを明記。

② 基本的な考え方(P20~P22)

- ①ホームレス自身の自立への意欲を基本として支援
- ②ホームレス個々の事情に対応した総合的な施策の推進
- ③ホームレス問題に対する理解の促進
- ④困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進(追加)
 - ※ 困窮者支援法の施策による取組みを追加。
- ⑤県の役割(広域自治体としての役割、県域での実施主体としての役割)
- ⑥市町村の役割(地域の実情に応じた施策の推進)
- ⑦民間団体等との連携・協働
- ⑧ホームレス問題の現状

③ 具体的な施策(10の施策分野)(P23~P38)

- ① 総合的な相談体制の構築(P23~P24)
 - (※ 主な変更: 困窮者支援法による支援を明記。また、相談体制の強化に向け、困窮者支援法に基づく事業の充実や県と市の共同実施の検討を明記。)
- ② 保健・医療の確保(P25)
- ③ 安定した居住の場所の確保(P26~P27)
 - (※ 主な変更: 困窮者支援法による居住支援、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人の活用、また、その県と市の共同実施の検討を明記。)
- ④ 就業活動の支援(P28~P29)
 - (※ 主な変更: 常用雇用が困難な者への困窮者支援法等の就労支援を明記)
- ⑤ 総合的な自立支援を図る場の確保(P30~P31)
- ⑥ 生活保護法による保護の実施等(P32~P33)
- ⑦ ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組(P34)
- ⑧ 地域における生活環境の確保(P35)
- ⑨ 民間団体等との連携の強化(P36)
- ⑩ ホームレスとなることを防止する取組(P37~P38)
 - (※ 主な変更: ホームレスとなることを防止する記載に特化)